

**よこすか海辺ニュータウン  
ソフィアステイシア  
地区防災計画**

**平成27年3月  
ソフィアステイシア自主防災会**



# 目次

第1章 ソフィアステイシア地区防災計画とM L C Pの考え方 .....	1
1. ソフィアステイシアM L C P作成の目的.....	1
2. 地区防災計画制度との適合 .....	3
3. 地震のリスクの全体像の把握 .....	4
4. ソフィアステイシアM L C P（地区防災計画）の構成 .....	18
第2章 横須賀市の地域防災計画の概要 .....	19
1. 横須賀市地域防災計画が想定する地震と被害想定 .....	19
2. 横須賀市の消防力と医療体制 .....	21
3. 自主防災活動の促進.....	24
4. 災害時要援護者対策の推進 .....	25
5. 横須賀市の災害に対する組織体制 .....	28
6. 避難勧告と避難指示.....	29
7. 震災時の避難の考え方 .....	29
8. 避難所運営委員会の設置.....	31
9. 災害時要援護者の避難対策 .....	32
10. 被災建築物及び宅地の危険度判定.....	34
11. 被災者の生活支援.....	36
第3章 よこすか海辺ニュータウンの概要 .....	39
1. 「よこすか海辺ニュータウン」の誕生 .....	39
2. 「よこすか海辺ニュータウン」のマンションと住民 .....	40
3. 「よこすか海辺ニュータウン」のまちづくり .....	41
4. よこすか海辺ニュータウンの安全性 .....	43
第4章 ソフィアステイシアの概要 .....	49
1. マンションの概要 .....	49
2. マンション配置図 .....	51
3. 建物・設備の問題点.....	59
4. 居住者の構成と居住者台帳 .....	61
5. 防災への取り組み体制 .....	64
第5章 地震発生時に想定されるリスク .....	69
1. 生活者の立場で想定されるリスク .....	69
2. マンションが直面するリスクの全体像 .....	72

第6章 大地震発生から1週間程度で想定されること	77
1. 大地震発生（14時を想定）直後の対応	77
2. 大地震発生から1時間以内の対応	77
3. 大地震発生の1時間後～15時間後（15時～翌朝6時）	80
4. 大地震発生から2日目の対応	83
5. 大地震発生から3日目以降7日目まで	86
第7章 地震発生時の自宅での対応	91
1. 地震が発生したら	91
2. 日頃の備え	96
第8章 災害対策本部及び各班の編成と主な機能	105
1. 災害対策本部の設置	105
2. 災害対策本部の編成と主な機能	105
3. 災害対策本部の設置手順	109
4. 津波によるマンション内の避難人員	111
5. 災害対策本部に搬入する資機材	111
6. 防災箱（スターターキット）の設置	111
7. 居住者の安否確認方法	115
8. エレベーターに閉じ込められた人への対応	115
9. 帰宅困難者の安否確認と状況把握、留守宅への支援	115
10. 被害状況の確認と応急措置	115
11. 水道、トイレの使用禁止	117
12. 外部避難か在宅避難かの判断	117
第9章 在宅避難の実施	119
1. 在宅避難生活に不可欠な災害対策本部の機能	119
2. 災害対策本部の機能の充実	120
3. 共助の力と在宅避難生活のルール	121
4. トイレと衛生管理	122
5. 在宅避難生活を実施する上での検討課題	130

第10章 生活再建と復旧復興	135
1. 事前復興の考え方を取り入れる	135
2. 横須賀市による応急危険度判定調査と被災建築物調査	136
3. 罹災証明書	138
4. 被災者の生活再建のための公的支援制度	139
5. マンションの復旧・復興のための調査	140
6. 被災した場合の復旧と建替え・再建	143
7. 管理組合による復旧・復興のための取り組み	147
第11章 計画の実施と発展にむけて	149
1. 期間を定めて計画を確実に実施する	149
2. 具体的な実施内容	149
3. 計画の見直し	154
第12章 MLCP（地区防災計画）作成にあたって	155
1. MLCP（ソフィアステイシア地区防災計画）策定委員会メンバー	155
2. MLCP策定委員会活動記録	156
3. MLCP策定委員会議事録	161
4. MLCP通信の発行	263
付録（ひな形）	331
1. わが家の防災スタートブック	331
2. わが家の安全チェックリスト	337
3. 災害対策本部用指示書の内容イメージ	338
4. 棟別用指示書の内容イメージ	340
5. 指示書の付属図版等	341
6. 安否確認ボード	342
7. 安否確認リスト	343
8. 施設の安全点検のためのチェックリスト（例）	344



# 第1章 ソフィアステイシア地区防災計画とMLCPの考え方



## 第1章 ソフィアステイシア地区防災計画とMLCPの考え方

### 1. ソフィアステイシアMLCP作成の目的

※MLCPとは、Mansion Life Continuity Planの略称で、大災害が発生した場合でもマンション内にとどまって、居住者が一致協力して在宅避難生活を継続するための計画です。

#### (1) 大災害に総合的・計画的に備える

東日本大震災から4年が経過し、震災体験の風化が指摘されていますが、一見平穏な時間が過ぎるなかで、30年以内に70%の確率で首都直下地震や南海トラフ巨大地震が発生する危険性はむしろ高くなっています。

とりわけ、ソフィアステイシアが立地する三浦半島や横須賀市周辺は、地震による複合的な被害を受ける危険性が高い地域です。

災害発生当初は、消防・警察等の公助を被害が大きいカ所に集中投下する必要があるため、ソフィアステイシア等の比較的安全性が高いマンションには公的機関が対応できないことが予想されます。マンションの自治会や管理組合には、公助の限界を居住者の自助と共助で補うための行動計画が必要になります。

また、これまでの地震の経験から私たちが学んだことは、地震発生時に命を守ることだけでなく、その後の被災生活や復旧復興をも考えた事前対策が重要なことです。特に首都直下地震は被害総額が100兆円前後に達するといわれ、阪神淡路大震災や東日本大震災を大きく上回る被害が予想されています。発災後の混乱や復旧復興の難しさは計り知れないものがあります。

マンション住民の団体である自治会・自主防災会と建物の維持管理に責任を持つ管理組合による地震対策は、発災時に生命を守ることだけでなく、居住者の相互協力による生活維持、迅速な生活再建と復旧復興などに総合的、計画的に取り組むことが必要です。

MLCPは、これまでのソフィアステイシア自主防災会を中心とする取り組みを踏まえて、大地震等の災害が発生したときに自治会と管理組合による総合的、計画的な対応するために必要な事項を示したものです。

#### (2) これまでの防災への取り組みを発展させる

よこすか海辺ニュータウン・ソフィアステイシアの自主防災会は、自治会ならびに管理組合との密接な協力のもと、4棟、309世帯、約1,000人の居住者の暮らしを守るために、日頃から地震等の災害に対する備えを強化し、災害発生時には居住者の生命を守り被害の拡大を防ぐために活動をしてきました。

MLCP の作成と管理規約等の改正により、自主防災会を中心とする居住者有志による自主的な活動を、管理規約等に基づくマンション全体の取り組みに発展させることになります。

#### <ソフィアステイシア年表>（抜粋）

平成 15 年 3 月	マンション竣工
平成 15 年 6 月	ソフィアステイシア管理組合設立
平成 17 年 4 月	ソフィアステイシア自治会、ソフィアステイシア自主防災会設立
平成 18 年 4 月	「よこすか海辺ニュータウン連合自治会」を設立
平成 20 年 5 月	「よこすか海辺ニュータウンまちづくり協議会」を設立
平成 24 年 4 月	「よこすか海辺ニュータウン地区社会福祉協議会」を設立
平成 26 年 8 月	広域コミュニティ組織の集大成として、横須賀市条例に基づく地域 自治組織「よこすか海辺ニュータウン地域運営協議会」を設立

#### （3）発災時から生活再建・復旧復興まで共同行動を維持する

多数の区分所有者と居住者が生活するマンションの災害対策は、共同行動の維持と合意形成が常に必要になります。特に災害で被害を受けたマンションを復旧復興するためには、区分所有法等が定める管理組合総会議決等の合意形成の手順を遵守しなければなりません。

MLCP は、こうしたマンション固有の課題を予め理解しておくことを含め、発災時の対応、被害の拡大防止、マンション内での生活維持を基本とする被災生活、生活再建・復旧復興まで総合的に取り組む内容としました。

#### （4）防災・危機管理についての考え方を明確にする

管理規約はマンションの憲法ともいわれるよう、マンションの維持管理とともに居住者の安全・安心の基本となるものです。しかし、これまで「防災」は管理組合の業務とされていても、具体的な内容は明示されていませんでした。

以上のことから、MLCP の作成とあわせて、防災及び危機管理についての事項を管理規約、防災細則等の改正により明確にすることにしました。

また、居住者の生命と暮らしを守るために、強力な実行力をもつ自治会と自主防災会がソフィアステイシアにおける防災及び危機管理の基幹的な担い手となることも、管理規約等のなかで明確にすることにしました。

#### （5）公助の限界を補完する住民による取り組みをめざす

横須賀市の防災力は、平時の火災、救急等については十分な備えがあるものの、大地震発生時に各所で同時多発する被害の全てに対応することは困難です。発災後の数

日間はソフィアステイシアにまで公助の手が及ばないことも予想されます。

このため、MLCPは発災後の数日間は公的支援の手が及ばないことを想定し、各章で示すようにソフィアステイシアとしての自立対応に向けて、居住者各自の自助と、相互の助け合いによる共助が必要であるとともに、他者に依存しない心構えと備えが必要です。

また、発災後は行政の迅速な対応が期待できないことを想定し、平時における行政・消防等との密接な連携と、地区防災計画に基づきマンションの事前防災の取り組みに対する行政の支援を強く求めます。

## 2. 地区防災計画制度との適合

マンションの居住者による防災活動については、これまで法制度や行政施策のなかで明確にされていませんでした。国土交通省が作成したマンション標準管理規約には管理組合の業務の一つとして「防災」をあげていますが、その内容は具体的には記載されていません。

災害対策基本法は、市町村長に住民の隣保協同の精神に基づく「自主防災組織」の充実を図ることを義務づけていますが、マンションの管理組合は財産管理団体であるとの理由で、これまで多くの自治体は管理組合を中心とする自主防災組織に対する支援を行っていませんでした。

平成25年の災害対策基本法の改正により、地区防災計画制度が創設され、地区的住民が作成した地区防災計画を、市町村の防災会議が策定する法定計画である地域防災計画に位置づけることができるようになりました。

平成26年度に内閣府が実施している地区防災計画作成のモデル事業に、ソフィアステイシアが採択されました。

このMLCPはソフィアステイシアの生活継続計画として作成するのですが、地区防災計画の要件に適合する内容とし、災害対策基本法に基づき「ソフィアステイシア地区防災計画案」として横須賀市防災会議に提案することを想定しています。

ソフィアステイシア地区防災計画が、横須賀市地域防災計画に位置づけられることになれば、地区防災計画に基づく活動は法律上の裏付けのあるものになります。

このMLCPは、ソフィアステイシアのエリアについて作成したものですが、今後、よこすか海辺ニュータウン地域運営協議会、よこすか海辺ニュータウン連合自治会、よこすか海辺ニュータウンまちづくり協議会等に働きかけ、より広い地区を対象とする防災計画に発展させることで、横須賀市地域防災計画を充実、発展させ、地域防災力の向上と住民の安全・安心に貢献することを目指します。

### 3. 地震のリスクの全体像の把握

#### (1) 各種の地震に備える

MLCP の作成にあたって重視することは、<想定外>のことが起きたと後から悔やむことがないように最悪の事態を考えることです。

行政の被害想定等は、行政が対応可能な範囲内で設定される傾向がありますが、ソフィアステイシアの MLCP は居住者が常に緊張感をもって、自分たちの生命と暮らしを守るために策定します。したがって<想定外>の事態を招かないために、行政の想定にかかわらず、過去の地震や津波被害等の教訓をもとに最悪の事態を想定した対策と独自の行動基準を設けることにしました。

実際に、MLCP 策定委員会で津波の被害想定を検討したなかで、平成 24 年 3 月に神奈川県が公表した「神奈川県津波浸水予測図」の津波の最大波高や到達時間、津波浸水域について、これでは楽観的過ぎるという意見が出されました。

平成 27 年 2 月 27 日に神奈川県が公表した新たな想定によると、横須賀市（東京湾側）の津波浸水面積が従来の 10.8 平方キロメートルから 19.2 平方キロメートルへと大幅に拡大され、それまで浸水しないと想定されていたソフィアステイシアの敷地も 1.0 メートルから 2.0 メートル浸水すると変更されました。

ソフィアステイシアの MLCP は、先行する「ソフィアステイシア危機管理マニュアル」（2011 年（平成 23 年）改定版）の内容を継承したもので、地震の脅威についてはこのマニュアルの記述に従います。その要点は次の通りです。

「ソフィアステイシア危機管理マニュアル」（2011 年改定版） p21～p26

#### 第 I 編『自然災害対策編』

##### 1. 【大規模地震災害】

☆日本は世界でも有数の地震国・火山国ですが、特に、私たちが生活している横須賀市には「三浦半島断層群主部（衣笠断層・北武断層・武山断層）」が横たわっているほか、1923 年に発生した「関東大震災」の震源である「相模トラフ」が横須賀市の西方に位置する相模湾を北西～南東方向に走っています。

☆地震は大きく分けて『プレート境界型（海溝型）地震』と『活断層型（直下型）地震』に分類されますが、本編では、三浦半島断層群による活断層型地震のほか、30 年以内の発生確率が 70% と予測されている南関東地震や、プレート境界型の東海地震・東南海地震・南海地震に対して、平常時からどのような準備をしなければならないかという【リスク・マネジメント】と、ある日突然に襲ってくる大

規模地震に対して、どのようにして被害を最小化するかという【クライシス・マネジメント】について記述します。

### (1) 活断層型地震（直下型地震）のリスク

#### ①武山断層帯が活動した場合

☆日本に約2,000あるといわれる活断層の内、活動度が第5位（A級）に位置づけられる武山断層帯は、葉山町から長坂～須賀谷～津久井を経て浦賀水道に至る推定延長11km以上の活断層で、30年以内の地震発生確率が6%～11%と予測されており、1995年に阪神淡路大震災（M7.3）を引き起こした六甲一淡路断層帯（主部は野島断層）の地震発生確率（地震発生直前の確率 0.4%～8%）より活動度は上位にランクされています。

武山断層帯のすぐ北を併走する北武断層帯と衣笠断層帯も、30年以内の地震発生確率は3%以下とやや低いものの、日本の活断層の中では活動度第30位（A～B級）に評価されていますので油断は禁物です。

（地震のエネルギーを示すマグニチュードは、以下「M」と表記します。）

☆武山断層帯を震源とする直下型地震が発生した場合の地震のエネルギーは、M6.7～M7.2と予測されており、横須賀市内における震度は、震度6弱から震度7と想定されています。

埋め立て地である海辺ニュータウン地区の震度予測は「震度7」となっており、更に液状化現象によって、道路陥没などのほか、上下水道、電気・ガス・電話など地下共同溝の内部に埋設されたインフラが大きなダメージを受けることが懸念されます。

#### ②神縄・国府津・松田断層帯が活動した場合

☆神縄・国府津・松田断層帯（かんなわ・こうづ・まつだんそうたい）とは、丹沢山地の南麓から大磯丘陵西縁、国府津を経て相模湾内へと続く活動度A級の活断層です。

平山断層～日向断層～松田北断層～国府津・松田断層から構成される断層帯は、静岡県駿東郡小山町から神奈川県足柄上郡山北町～松田町～大井町～小田原市を経て相模湾内にまで及び、全長は25kmもしくはそれ以上といわれています。また、相模トラフから沈み込むフィリピン海プレートの北縁部に位置しており、フィリピン海プレートの運動と密接に関連していると考えられています。

☆日本で確認されている活断層の中では、活動度第1位にランクされており、30年以内の地震発生確率は0.2%～16%、地震のエネルギーはM7.5程度と予測されて

います。この活断層を震源とする直下型地震が発生した場合は、阪神淡路大震災を遥かに上回る甚大な被害をもたらすと予測されています。

### ③南関東における直下型地震の 30 年以内発生確率 70%

☆南関東で周期的に発生する地震は 2 種類あります。70 年から 80 年に 1 回発生する M7 クラスのプレート内（直下型）地震と、約 200 年に 1 回発生する M8 クラスのプレート境界型（海溝型）地震です。

☆南関東の地震活動は、後者の約 200 年間隔の地震に合わせて変化しているとの説が有力であり、前回の活動期は 1923 年に発生した関東大震災直前の数十年間で、関東大震災の発生以降、現在までの 80 数年間は静穏期ではないかといわれています。

☆一方で、現在すでに活動期に入りつつあると指摘する研究者もいます。1980 年の伊豆半島東方沖地震、1987 年の千葉県東方沖地震、2005 年の千葉県北東部地震や千葉県北西部地震など、中規模の地震の発生が増えていることを理由としています。

また、M8.2 の 1703 年元禄地震に比べて M7.9 の 1923 年大正関東地震（関東大震災）は規模が小さく、エネルギーの解放が小さいため次の大地震の周期は短いのではないかという見方もあります。

☆南関東における地震の周期的变化の特徴として、静穏期から活動期へと地震活動が増えるとともに、毎回発生する地震の規模が次第に大きくなることが挙げられています。

1615 年慶長江戸地震(M 6.4)→1649 年慶安江戸地震(M 7.1)→1703 年元禄地震(M 8.2)と次第に大きくなっています。また 1855 年安政江戸地震(M 6.9)→1894 年明治東京地震(M 7.0)→1923 年大正関東地震(M 7.9)というように同様の傾向を示しています。

こういった周期も考慮して、今後数十年以内に南関東で大規模な地震が発生する可能性はかなり高いと考えられており、政府の地震調査委員会では、南関東での直下型地震の発生確率（M7 前後）は、2007 年～2036 年の 30 年間で 70% と非常に高いと予測しています。

## （2）プレート境界型地震（海溝型地震）のリスク

☆地球の表面は「プレート」と呼ばれる厚さ約 100 km の固い岩盤で覆われています。

- プレートには、「大陸プレート」と「海洋プレート」があり、海洋プレートは大陸プレートより強固で密度が高いため、二つのプレートがぶつかると海洋プレートは大陸プレートの下に沈み込みます。
- ☆地球上には 15 枚のプレート（ユーラシアプレート、北米プレート、南米プレート、太平洋プレート、フィリピン海プレート、インドプレート、オーストラリアプレート、アフリカプレート、ココスプレート、ナスカプレート、カリブプレート、アラビアプレート、スコシアプレート、ファンデフカプレート、南極プレート）が確認されていますが、その内の 4 枚（ユーラシアプレート、北米プレート、太平洋プレート、フィリピン海プレート）が日本周辺で交差しています。
- ☆東北日本は北米プレートの上に、西南日本はユーラシアプレートプレートの上にあって、この二つのプレートはいずれも大陸プレートであるためほぼ同じ高さにあります。
- その境界をなしているのが「フォッサマグナ（中央地溝帯）」で、その西縁は「糸魚川静岡構造線」、東縁は「新発田小出構造線」及び「柏崎千葉構造線」です。この大地溝帯の中央部を南北に妙高山、草津白根山、浅間山、ハケ岳、富士山、箱根山、天城山などの有力な活火山が連なっており、現在も活発なマグマ活動を起こしています。
- ☆この二つの大陸プレートの下に、海洋プレートであるフィリピン海プレートが南東から北西方向に潜り込んでいます。その先端部に当たるのが静岡県の伊豆半島で、元々はフィリピン海プレート上にあった大きな島が、大陸プレートとの衝突によって本州と陸続きになったものです。衝突の衝撃によって生じたのが箱根山系、丹沢山系の山々です。
- ☆フィリピン海プレートの北西進（潜り込み）は、北側境界で「相模トラフ」を生じ、三浦半島、房総半島を始めとする関東平野の真下に潜り込んでいます。この境界で起きた巨大地震が 1923 年の関東大震災(M 7.9、震源地：相模湾)、1703 年の元禄地震(M 8.2、震源地：房総半島南端野島崎付近)です。
- ☆また、北西側境界では「駿河トラフ」、「南海トラフ」、「琉球海溝」、「フィリピン海溝」を生じ、特に「駿河トラフ」と「南海トラフ」は「東海地震」、「東南海地震」、「南海地震」の震源域と推定されています。この震源域では過去に何度も周期的な巨大地震を引き起こしています。
- ☆その代表的な地震が 1707 年の宝永大地震(M 8.6：日本の地震史上第 2 位)で、この

時は「東海・東南海・南海地震の三連動」による巨大地震でした。地震動による建物の倒壊だけでなく8m～10mの津波が太平洋沿岸を襲っています。

更に、宝永大地震発生の49日後には、富士山噴火（宝永の大噴火）も引き起こしています。元禄地震を含めわずか4年の間に連続して発生した巨大な自然災害は、まさに世紀末の様相を呈し、人心の荒廃を引き起こしたと当時の文献に記録されています。

☆その後も1854年の安政東海地震・南海地震（安政の大地震：M 8.4、32時間の時間差で連続して発生）、直近では1944年の昭和東南海地震（M7.9）、1946年の昭和南海地震（M 8.0）が発生しましたが、この時は東海地震の震源域だけが連動しなかったため、地震のエネルギーが放出されずに残っていることから、特に東海地震の発生確率が最も高いと言われています。

☆北米プレートとユーラシアプレートという二つの大陸プレートの下に海洋プレートであるフィリピン海プレートが潜り込んでいるだけでも地震災害のリスクが高いことが容易に理解できますが、日本の特殊性は、更にその下から巨大な海洋プレートである太平洋プレートが千島海溝～日本海溝～伊豆・小笠原海溝を境界面として日本列島の下に潜り込みを続けていることです。まさに日本が地震列島と呼ばれる由縁です。

#### ①東海地震が発生した場合

☆駿河トラフ、南海トラフを震源域とする海溝型の巨大地震は90年～150年周期で相互に関連して発生していますが、1944～1946年に発生した昭和東南海地震・昭和南海地震の時には東海地震の震源域だけが活動せず、1854年の安政東海地震から150年以上が経過しているため、地震予知連絡会を始め地震防災の専門研究機関は、東海地震に対する監視体制を強化して予知研究を進めています。  
現時点では、東海地震は国内で唯一直前予知が可能な地震といわれており、今後30年以内の発生確率は87%と予測されています。

☆2009年8月11日に静岡県沖深さ23kmで発生したM6.5の地震は、東海地震の前兆地震かと危惧されましたが、その後、気象庁の「地震防災対策強化地域判定会」は東海地震とは別のメカニズムで発生したものと結論付けました。

☆2011年3月15日に発生した静岡県東部を震源とするM6.4の地震では、最大震度6強を観測しましたが、これは東北地方太平洋沖地震に誘発された内陸直下型の地震でした。この時に、箱根山などで小規模な火山性地震が観測されましたが、

その後は鎮静化し、火山活動に目立った変化は認められていません。

☆中央防災会議の「東海地震対策専門会議」が発表した東海地震の被害想定では、冬季午前5時にM8、最大震度7の地震が発生した場合の死者は最大1万人、冬季午後6時・風速15mの条件下で発生した場合の火災による建物被害（全壊棟数）は25万棟と推定しています。このほか揺れ・液状化・津波による建物被害も含めると最大値は46万棟に及ぶと想定しています。

また、東海道新幹線や東名高速道路などの基幹交通網へも大きなダメージを与え、長周期地震動は、遠く離れた地域の高層建築物へも振幅の大きな揺れを長時間持続させて家具の転倒などによる大きな被害をもたらし、経済的被害は最大37兆円に達するものと推定しています。

## ②東海地震・東南海地震・南海地震が同時発生または少しの時間差で3連動した場合

☆歴史上、東海・東南海・南海の地震は、一定の周期（90年～150年）で繰り返し発生していますが、そのほとんどのケースで、同時発生または少しの時間をおいて連動しています。

☆過去の地震活動を時系列で遡れば、以下のように周期的に活動しています。

- 1946年12月に昭和南海地震（M8.0）  
1944年12月に昭和東南海地震（M7.9）【時間差2連動】
- 1854年安政東海・東南海地震（M8.4）  
32時間後に安政南海地震（M8.4）【時間差3連動】
- 1707年宝永地震（M8.6 史上第2位）【3連動】、49日後に富士山噴火
- 1605年慶長地震（M7.9）【3連動】
- 1498年明応地震（M8.4）【3連動】
- 1361年8月正平南海地震（M8.0～M8.5）  
1360年11月正平東南海地震（M8.0）【時間差2連動】
- 1099年康和南海地震（M8.0～M8.5）  
1096年永長東海地震（M8.0～M8.5）【時間差2連動】

☆1944年の東南海地震が発生した2年後の1946年に南海地震が発生しましたが、周期として一つ前の1854年には東海地震および東南海地震が発生したその32時間後に南海地震が発生しました。このように、1360年以降に限れば東南海地震と南海地震は同時に発生するか、あるいは先ず東南海地震が発生し、その後2年以内に南海地震が発生するという特徴があります

☆前回（1944～1946年）の活動が2年の時間差を置く2連動で、東海地震の震源域だけが活動しなかったことを考慮すれば、この次に発生する海溝型の巨大地震は、東海地震を引き金とする3連動型地震ではないかと想定されています。

☆次の地震が3連動型地震であれば、中央防災会議の被害予測では死者数2.2万人～2.8万人、建物全壊棟数51万～57万棟、経済被害53兆～81兆円と想定しています。また、最大震度は7、太平洋沿岸の津波の高さは平均10m～12m、最大で30m近い津波に襲われる恐れがあると予測しています。

因みに、東海地震の震源域は駿河湾内及び内陸部、東南海地震の震源域は遠州灘沖～紀伊半島沖、南海地震の震源域は紀伊半島熊野灘沖～四国沖と推定されています。

### ③千葉県東方沖地震が発生した場合

☆私たちが住んでいる三浦半島や房総半島から北の東北日本は北米プレート上にありますが、相模トラフを境界として、北米プレートの下にフィリピン海プレートが北～北西方向に潜り込んでいます。また、北米プレート・フィリピン海プレートの更に下から、日本海溝～伊豆・小笠原海溝を境界として、太平洋プレートが潜り込んでいます。

☆3枚のプレートの三重構造になっている千葉県東方沖（房総半島南東沖～茨城県南部沖）は世界でも特異な地点で、プレートの潜り込みは内陸部にまで及んでおり、周期的に群発地震を起こしています。

☆近年に発生した主な地震は、2005年7月千葉県北西部地震（M6.0）、1987年12月千葉県東方沖地震（M6.7）、1922年4月浦賀水道地震（M6.8）、1921年12月茨城県南部地震（M7.0）、1895年1月茨城県南部地震（M7.2）、1894年6月東京地震（M7.0）などで、平均発生頻度は28.3年となっています。

## （2）想定を超える津波に備える

東日本大震災で行政の想定を超えた巨大な津波が発生し、多くの犠牲者が出了ました。「ソフィアステイシア危機管理マニュアル（2011年（平成23年）改定版）」は、津波についても詳しく記載しています。

「ソフィアステイシア危機管理マニュアル」（2011年改定版）p37～p40

### 2. 【津波災害】

☆津波は、地震によって海底の断層面が大きく隆起（逆断層型）し、または沈降（正断層型）した結果、断層面上の海水が上下に移動することで発生します。

水深 1000m の地点で地震が発生した場合は、厚さ 1000m の海水の塊が陸地に向かって突進してくるわけです。

津波の周期は、短いもので 2 分程度、長いものでは 1 時間に及ぶものもあり、波長も 100km を超す長波長の津波もあります。

☆津波は通常複数回押し寄せ、10回以上にわたることもあります。2番目、3番目の波が最も大きくなる傾向があり、その後次第に小さくなっていきます。

☆津波が襲来する前には「必ず海面が大きく下がる引き波が起こる」という伝承がありますが、必ずしもそうとは限りません。地震の発生メカニズムによって異なるからです。

「正断層型地震」で海底の断層面が沈降すれば、その上の海水も沈み込むため、先に「引き波」現象が起きますが、「逆断層型地震」の場合は、海底の断層面が隆起するため、その上の海水も一気に持ち上げられ、いきなり「押し波（津波）」が襲来します。

☆津波の伝播する速度は、水深と波高によって異なります。

外洋で水深 4,000m の地点では、波高は小さいものの時速は 720 km、水深 3,000 m の地点では時速 360 km にも及びます。

津波が陸地に接近して急に水深が浅くなったり、U字型・V字型の狭い湾に入り込んだりすると、海水の塊は行く手を阻まれ速度が急速に低下します。

その分、先行する波に後続の波が追いつき、覆い被さり、波長も短くなるため一挙に波高を増します。例えば、水深 10m の地点に時速 46 km の波が到達した時点の波高は 6m になります。

☆水の比重は 1.0 ですから、波長 500m の津波が 1 平方メートルに与える加重は 500 トンにも及びます。この加重を持つ津波が、時速 46 km で岸壁や海岸沿いの建築物に衝突した場合の破壊力を想像してみると津波の恐ろしさが判ります。

☆気象庁が発表する津波警報・注意報について

地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、気象庁は津波警報・注意報を発表します。津波警報・注意報には次の 3 種類があります。

「大津波警報」発表される津波の高さは、5m、10m、10m 超、以上

「津波警報」発表される津波の高さは、3m

### 「津波注意報」発表される津波の高さは、1m

ここで注意しなければならないことは、警報や注意報で発表される津波の高さは、対象地域の沿岸部に到達するときの津波の予想波高であるということです。

津波は海底の地形や陸地の地形によって、到達する波高を大きく変化させることができます。

特に、陸地に近付くにつれて水深が急に浅くなる沿岸地形や、V字型湾またはU字型湾などの地形では、発表される津波の高さの何倍もの高さに達することがあります。また、海に向かって谷戸を形成するような地形では、陸地に到達した津波が5倍～6倍の高さまで谷戸を遡上した記録があります。

三浦半島では、丘陵地から海岸まで急激に駆け下りる地形が多くみられますので、自分が住んでいる地域の陸上地形や海底地形など、地域特性を理解しておくことが重要です。

☆津波が押し寄せるときの波（押し波）による破壊だけでなく、引き波による破壊力も強大で、もともと陸上にあった建築物や自動車などが一挙に海中に引き込まれる被害も多く見られます。

東日本大震災で三陸地方の沿岸部を襲った大津波では、押し波で持ち上げられたフェリーや大型漁船などの船舶が陸上の建築物などを破壊し、引き波によって家屋のガレキや自動車などとともに多くの被災者を海中に引き込みました。

しかも、後続の第2波、第3波以降の津波が、同じように陸地を襲い、押し波と引き波で被害を拡大させています。

☆日本でこれまでに大きな被害をもたらした津波と、その時の波高を時系列で遡れば以下の通りです。

- ①2011年東北地方太平洋沖地震（M9.0）岩手県宮古市姉吉で 38.9m
- ②1993年北海道南西沖地震（M7.8）奥尻島で 30.6m
- ③1923年大正関東地震（M7.9）熱海で 12m、房総半島で 9m
- ④1896年明治三陸地震（M8.5）岩手で 38.2m
- ⑤1854年安政東海・南海地震（M8.4）串本で 15m
- ⑥1703年元禄地震（M8.2）房総半島で 20m

☆津波は半島などにぶつかっても減衰することなく、威力を維持したまま半島を回り込み、半島の裏側にも被害を与えます。2004年に発生したインド洋スマトラ沖地震（M9.1）では34mの津波がマレー半島を襲い半島の裏側でも20mの津波を観測しています。

### (1) 東京湾沿岸の津波

☆東京湾は、神奈川県側の観音崎と千葉県側の富津岬を結ぶ線の北側（湾央・湾奥）と南側の浦賀水道では海底の様子が全く違います。

湾央から湾奥にかけては水深 20m～50m の浅瀬が多いのに対して、浦賀水道の観音崎沖から洲崎沖にかけては「東京湾海底谷」と呼ばれる水深 200m から 1,000m に急激に落ち込む深い海底谷があります。

☆東海・東南海・南海地震の発生によって引き起こされた津波が東京湾に入りこむ時、湾口部では 2～3m の波高であっても、観音崎沖を通過し浅瀬の湾央部に到達した時点で急に波高を増します。特に平成町の沖合には人工島の第 1 海堡、第 2 海堡、第 3 海堡（座礁防止のため削られて海面下にある）、及び自然島の猿島と続く浅瀬があるため、この地点で急激に波高を増すと想定されます。

☆ソフィアステイシア自主防災会では、津波警報が発令された場合には、住民をマンションの 6 階以上の共用通路に避難誘導すると共に、災害対策本部の情報班が、13 階のスカイラウンジから大型望遠鏡で東京湾の潮位変化を監視します。

☆津波が平成町地区を襲った場合は、津波による直接被害だけでなく、安浦港に係留された船舶が津波に持ち上げられて陸上を襲う恐れがあります。

特に、海岸沿いの商業施設「エイヴィ」のすぐ裏手には、安浦漁協所属の漁船群が多数係留されていますので、これらの船舶が岸壁を乗り越えて陸地側に押し寄せた場合は、エイヴィの店舗内や駐車場にいる買い物客が被害に遭う恐れがあります。また、うみかぜ公園は「親水公園」として利用されていますので、海に向かっては全く無防備です。これらの場所で津波警報を聞いた場合は、大急ぎでマンションに駆け戻って上層階に避難するか、その余裕がないときはリヴィンの屋上駐車場など、できるだけ高い場所に避難して下さい。津波避難の際に自動車を利用する時は渋滞に巻き込まれることが多く大変危険です。

東日本大震災のような津波災害が海辺ニュータウンで再現された場合は、大きな被害を生じる恐れが強いと考えられます。

☆「よこすか海辺ニュータウンまちづくり協議会」では、多くの市民が集まる海辺ニュータウン地区の広域防災に力を注いでいますが、平成 23 年度予算で防災用無線機を調達し、大規模商業施設など多くの人が集まる施設から順次計画的に配備して、巨大地震や大津波の被害を軽減できるよう防災対策を強化しています。

☆ソフィアステイシアを始め、海辺ニュータウン地区の高層マンションは、津波避

難ビルの高さと強度を備えているため、連合自治会で協議の上、三春町地区や安浦町地区など、近隣の戸建て住宅地区の住民から津波からの避難を求められた場合には、一時避難を受け入れることを承認しています。同様に、各マンションの周辺に滞在する歩行者の避難も受け入れることとしています。

## （2）相模湾沿岸の津波

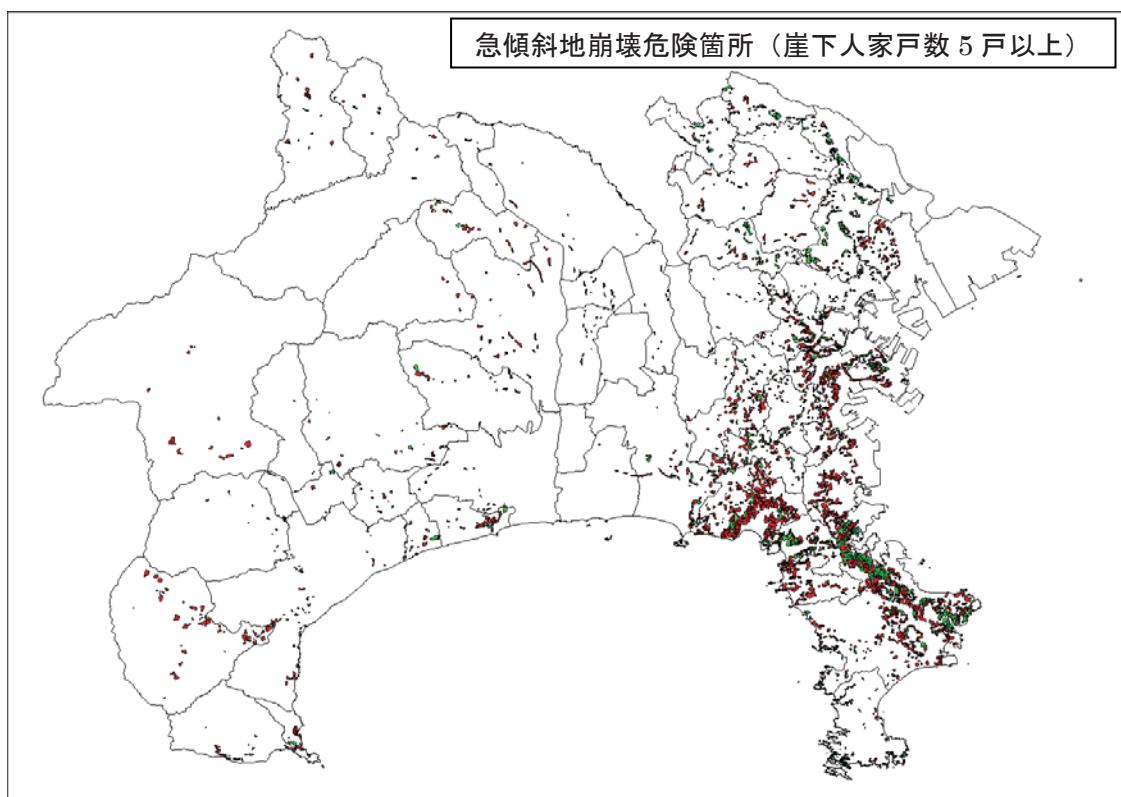
☆中央防災会議では、東海地震に伴う津波が発生した場合、三浦半島に第1波が到達するのは地震発生の約30分後と想定しています。

☆横須賀市西地域の相模湾沿岸及び三浦市域は、外洋に面しているため津波の被害を受けやすい地域です。特に三浦半島の地形は平地が少なく、山から急に海に下る構造をなしていますので、津波が来襲した場合は、沢伝いに一気に津波が駆け上がる危険性があります。津波の遡上力は沿岸に到達した波高の数倍に達することがありますので、高台に避難する場合もその点を考慮する必要があります。

## （3）地震による交通の途絶の危険性を考慮する

大地震が発生した場合、三浦半島の地形特性等から、長期間にわたる交通の途絶等も予想され、ソフィアステイシアの居住者の中でも帰宅困難者等が多数出る可能性があります。

引用) 神奈川県地震被害想定調査報告書 平成21年3月 神奈川県地震被害想定調査委員会



- がけ崩れ等による鉄道・道路の途絶

大地震が発生した場合、三浦半島は各所でがけ崩れ等が発生し、犠牲者が出るばかりでなく、鉄道や道路が寸断される危険性が高いことが想定されます。

地震時に予測される鉄道の不通及び道路の支障は、おおむね次のとおりです。

鉄道の被害予測（神奈川県 地震被害想定調査）	
東海地震	1日を超える期間での鉄道の不通は生じないと予測される。
南関東地震	県の北部を除き、かなり広い範囲で、最大10日を超える期間、鉄道の不通が生じると予測される。
神縄・国府津ー松田断層帯の地震	県の中央部で、数日間は鉄道の不通が生じると予測される。
南関東地震と神縄・国府津ー松田断層帯の連動地震（参考）	県全域の、かなり広い範囲で、最大10日を超える期間、鉄道の不通が生じると予測される。
三浦半島断層群の地震	横須賀市、横浜市などの県の東部で、2日間程度は鉄道の不通が生じると予測される。
東京湾北部地震	1日を超える期間での鉄道の不通は生じないと予測される。

神奈川県西部地震	1日を超える期間での鉄道の不通は生じないと予測される。
神奈川県東部地震	県の西部で、数日間程度は鉄道の不通が生じると予測される。

注：首都直下地震の鉄道被害では、JR・私鉄の運行再開まで1ヶ月、地下鉄の運行再開は1週間後と予測されている。

道路の被害予測（神奈川県 地震被害想定調査）	
「落橋」ないし 「大被害」	復旧（再調達）には、新規施工と同程度の費用が必要、既往被害事例からみると数カ月以上の通行止めが予測される（今回の被害想定では、これに該当する被害は想定されなかった）。
「大規模損傷」	復旧には、新規施工時の6.4%程度の費用が必要。既往被害事例からみると7日～1カ月程度の通行止めが予測される。
「中規模損傷」	復旧には、新規施工時の5.2%程度の費用が必要。既往被害事例からみると7日～1カ月程度の通行規制が予測される。
東海地震	県の西部で中規模損傷となる区間が生じると予測される。
南関東地震	県内全域で中規模損傷となる区間が生じると予測される。県の西部から中央部、三浦半島にかけての地域では、大規模損傷となる区間が生じると予測される。
神縄・国府津－松田断層帯の地震	県の西部、中央部に中規模損傷以上となる区間が生じると予測される。
南関東地震と神縄・国府津－松田断層帯の連動地震（参考）	県下全域で中規模損傷となる区間が生じると予測される。県の西部から中央部、三浦半島にかけての地域では、大規模損傷となる区間が生じると予測される。
三浦半島断層群の地震	三浦半島から横浜市にかけての県の東部を中心に、中規模損傷以上となる区間が生じると予測される。
東京湾北部地震	川崎市、横浜市を中心に、中規模損傷以上となる区間が生じると予測される。
神奈川県西部地震	小田原市付近から西側の地域に、中規模損傷以上となる区間が生じると予測される。
神奈川県東部地震	川崎市、横浜市を中心に、中規模損傷以上となる区間が生じると予測される。

#### (4) 東京湾コンビナート火災等の影響を考慮する

首都直下地震による液状化などが臨海部のコンビナートに与える被害は極めて甚大かつ深刻なものになると考えられます。

中央防災会議の首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告（平成 25 年 12 月）はコンビナート被災について、一般的に想定される事態と、より深刻な事態（過酷事象）に分けて、次のように記載しています。

コンビナートの被災（一般的に想定される事態）
● コンビナートは、地震の揺れや液状化により、油の流出、火災、危険物質の拡散等が考えられる。火災に関しては、近隣の居住区域には延焼が及ばないよう、区画が市街地から遮断されているが、油の流出による湾内の汚染や、浮遊物等に付着した油への着火、或いは化学コンビナートの被災では、危険物質が周辺の居住区域に拡散する可能性がある。
過酷事象等への対応（コンビナート等における大規模な災害の発生）
● 湾岸域に立地するコンビナート等において大規模な災害が発生した場合には、近隣住民の避難、交通の利用制限等といった影響とともに、火災の拡大や湾内への油の流出等災害の拡大も想定される。このため、事業所及び行政の防災体制の充実強化を行う必要がある。また、石油コンビナート等の特殊災害に即応する体制を構築し必要な資機材を配備する必要がある。

「ソフィアステイシア危機管理マニュアル」（2011 年（平成 23 年）改定版）が指摘するように、コンビナートの防災力強化の実施を求める必要があります。

「ソフィアステイシア危機管理マニュアル」（2011 年改定版） p8 私たちの生活拠点であるよこすか海辺ニュータウンは東京湾に面しています。もしも東日本大震災のような大津波が東京湾沿岸地域を襲い、石油コンビナートのタンク群を破壊した場合、海上に流出した燃料油脂で大規模な海上火災が発生する恐れがあります。 東京湾内で大規模な海上火災が発生した場合は、「火災旋風（高速で駆け抜ける竜巻状の炎）」が発生する可能性もあります。南西の風が吹く夏季であれば炎の竜巻は湾奥部の千葉県北西部を襲い、北東の風が吹く冬季であれば三浦半島の東岸を襲うはずです。想像しただけでも背筋が凍りつく思いです。 国・地方自治体・民間企業は、総力を挙げて、早急に東京湾沿岸地域の石油コンビナート群に対する地震対策と津波対策を講じて欲しいと願う次第です。
---

## **4. ソフィアステイシアM L C P（地区防災計画）の構成**

この計画は次の内容で構成します。

### **(1) 基本計画（計画期間5年程度）**

ソフィアステイシアの災害対策の全体像を示すとともに、建物・設備等の整備、資機材等の充実、自主防災会の対応力の向上、居住者の家庭における対策の向上等の目標を設定し、5年間で段階的に実施することとします。

（管理組合総会で決定します）

### **(2) 実施計画（単年度）**

各年度に実施する事項を、管理組合、自治会の事業計画に定め、総会議決することとします。

### **(3) 活動マニュアル**

ソフィアステイシアの防災業務の基幹を担う自主防災会の各種活動内容を、基本計画に基づき具体的に示します。

## **第2章 横須賀市の地域防災計画の概要**



## 第2章 横須賀市の地域防災計画の概要

ソフィアステイシアの MLCP は、法定計画である地区防災計画として、横須賀市地域防災計画に位置づけられることになります。

横須賀市地域防災計画のなかで、ソフィアステイシアの防災計画と活動に関係する事項の概要を示します。

### 1. 横須賀市地域防災計画が想定する地震と被害想定

ソフィアステイシアの地区防災計画とマンション生活継続計画（MLCP）策定の前提となる、横須賀市地域防災計画が想定する地震と被害想定は以下の通りです。

#### (1) 想定する地震

横須賀市に直接の大きな影響を与える 3 つの地震を想定地震としています。

##### ① 三浦半島断層群地震

三浦半島断層帯を震源域とするマグニチュード 7.2 の地震で、横須賀市における地震動は想定地震の中で最大の震度 7 です。（平成町は震度 6 強）

地震発生直後に 4m の津波が発生する可能性があります。

同断層群は、文部科学省地震調査研究推進本部の長期評価では、国内の主な活断層の中で、今後 30 年以内の地震発生の可能性が高いグループに属しているため、横須賀市地域防災計画において災害応急対策の対象地震としています。

##### ② 南関東地震

相模トラフを震源域とするマグニチュード 7.9 の地震です。大正 12 年（1923 年）の大正関東地震の再来型で、今後 100 年から 200 年先には地震の発生の可能性が高いとされており、地震に強いまちづくりの長期的な目標を定める上での対象地震としています。

##### ③ 東海地震

駿河トラフを震源域とするマグニチュード 8 クラスの地震です。大規模地震対策特別措置法で地震発生の予知が可能とされています。

## (2) 地震の被害想定

横須賀市地域防災計画は、概ね全項目で被害が最大となり、各関係機関が初動体制を取りにくく、市街に滞留している人が多い、① 季節は冬、② 発生日時は平日の 18 時、③ 風速・風向は近年の気象観測結果に基づく地域ごとの平均 を想定条件としています。

### ◎被害想定

種 別	項 目	単位	三浦半島 断層群の地震	南関東 地震	東海地震
建物被害	全 壊	棟	77,900	68,840	110
	半 壊	棟	27,120	29,990	2,260
火 災	焼 失	棟	18,380	24,680	160
人的被害	死者数	人	1,980	1,730	0
	負傷者	人	50,060	44,900	170
	うち重傷者	人	15,270	12,120	10
避難者	1 日後	人	348,770	347,680	9,390
	1 カ月後	人	321,050	312,110	3,120
帰宅困難者	直 後	人	24,410	24,410	24,410
	2 日後	人	0	24,070	0
倒壊家屋からの自力脱出困難者	人		17,850	15,900	20
エレベータ停止台数	台		1,800	1,820	680
ライフライン	電気(停電)	軒	216,410	225,910	380
	都市ガス(供給停止)	件	105,540	105,540	0
	LP ガス(ボンベ被害)	本	1,560	2,050	0
	上水道(断水)	世帯	147,180	138,250	730
	下水道(機能支障)	世帯	11,550	18,110	190
	通信(不通)	回線	304,430	370,130	440
震災廃棄物	万 t		1,688	1,531	15

## 2. 横須賀市の消防力と医療体制

### (1) 消防力（横須賀市消防局）

平成26年4月1日現在

人・機材	内容	数値
人員	消防職員	436人
	消防団員	970人
機材等	ポンプ車	17台
	救急車	12台
	救急工作車	4台
	はしご車	5台
	化学車	3台

### (2) 災害時の医療体制

横須賀市地域防災計画は、震災時における迅速かつ円滑な医療活動の実施のため、次のとおり医療活動拠点等を定めています。

種別	機能概要	備考
応急救護所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 止血や患部被覆等の応急手当</li> <li>● 周辺の医療機関に関する情報提供</li> </ul>	救急隊が配置されている消防署及び出張所
地域医療救護所	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 震度6弱以上の震災時又は設置が必要と判断した場合に開設</li> <li>● トリアージ</li> <li>● 熱傷、骨折、創傷、打撲等の外科的負傷者の内、軽・中等傷者に対する応急手当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救急医療センター</li> <li>● ウエルシティ市民プラザ</li> <li>● 武山市民プラザ</li> <li>● 横須賀総合高校</li> <li>● 北図書館</li> <li>● 三春コミュニティセンター</li> <li>● はまゆう会館</li> <li>● 浦賀コミュニティセンター(分館)</li> <li>● 北下浦市民プラザ</li> </ul>

種別	機能概要	備考
応急二次病院	被災者のうち、重傷者(妊婦を含む)を収容して、応急二次医療救護を実施する(災害拠点病院を除く)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 湘南病院</li> <li>● 横須賀共済病院分院</li> <li>● 自衛隊横須賀病院</li> <li>● 聖ヨゼフ病院</li> <li>● うわまち病院</li> <li>● 衣笠病院</li> <li>● 浦賀病院</li> <li>● 久里浜医療センター</li> </ul>
災害拠点病院 (県指定)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 救命医療を行うための高度診療</li> <li>● 被災地からの重症傷病者の受入れ</li> <li>● 傷病者の広域後方搬送への対応</li> <li>● 医療救護班の派遣</li> <li>● 地域医療機関への応急用医療資機材の貸出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 横須賀共済病院</li> <li>● 横須賀市立市民病院</li> </ul>

### (3) 市民がとるべき措置

地震による被害を最小限にとどめるため、市民一人ひとりが日頃から努めるべき事項を次のように示しています。

市民が取るべき措置
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 防災知識の向上</li> <li>● 地域で行う防災訓練への積極的な参加</li> <li>● 出火防止措置の推進、消火器などの消防用具の備え付け</li> <li>● 建物の耐震化、家具類の転倒防止、備品等の落下防止措置</li> <li>● ガラス等の飛散防止措置</li> <li>● 危険なブロック塀などの改善</li> <li>● 自宅等で避難生活をおくるための最低3日分の食糧や飲料水、携帯トイレ、その他生活用品などの非常用備蓄品の準備</li> <li>● 発災時に持ち出す非常食や飲料水、ラジオ、懐中電灯、医薬品などの非常用持ち出し品の準備</li> <li>● 震災時における家族の役割分担、連絡方法、避難場所の確認などの話し合い</li> </ul>

## (2) 市民が行う備蓄

大地震に備えて、市民各世帯や個人が食糧や生活用品等を備えることが重要です。備えるべき食糧や生活用品等としては、個人や家庭の事情に応じて準備することが重要であり、地震後の生活を支える「非常用備蓄品」、避難時に持ち出す「非常用持ち出し品」の2つがあります。

市は、防災訓練や防災講話などの機会に市民に普及啓発を行い、非常用備蓄品や非常用持ち出し品の備えを促進するとしています。

### ① 非常用備蓄品

自宅等で避難生活を送る上で必要な物品であり、最低3日間を自足するための分量を備えます。持ち出すには重いものや、すぐに必要とならないものは、自宅や物置などに保管します。

#### 非常用備蓄品の例

- 非常食品(レトルト食品、ドライフーズ、栄養補助食品、菓子類など)
- 飲料水・生活用水(1日1人3リットルを目安)
- 携帯トイレ(1人7日分を目安)
- 給水用品(ポリ容器、バケツなど)
- 卓上コンロ又は固形燃料
- 生活用品(食品ラップ、ビニールシート、トイレットペーパーなど)
- ※ 家族状況によって準備するもの…ほ乳瓶、おむつ、生理用品、予備メガネ、持病薬、看護用品、ペット用品など

### ② 非常用持ち出し品

被災時や非常時に、避難所等での当面の生活をしのぐための物品です。

両手が使えるリュックサックなどに避難の時に必要なものをまとめて、目のつきやすい場所に置いておきます。

非常用持出品の例
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 飲料水(携帯用飲料水)</li> <li>● 非常食(乾パン、アルファ化米、缶詰など)</li> <li>● 応急医薬品(絆創膏、傷薬、鎮痛薬、解熱剤、目薬など)</li> <li>● 衣類(上着、下着、履物、タオルなど)</li> <li>● 携帯トイレ</li> <li>● 懐中電灯</li> <li>● ラジオ</li> <li>● 生活用品(ライター、ろうそく、ナイフ、ビニール袋、軍手、予備電池など)</li> <li>● 貴重品(現金・通帳など)</li> </ul> <p>※ 家族状況によって準備するもの…ほ乳瓶、おむつ、生理用品、予備メガネ、持病薬、看護用品など</p>

### 3. 自主防災活動の促進

横須賀市地域防災計画は、自主防災活動について以下のように記載しています。

『地震災害発生直後の初期消火や人命救助等に大きな役割を果たすのが、地域の力である。市民安全部は、地域住民の「自分たちのまちは、自分たちで守る」という精神を養い地域における自主的な防災活動を活性化することを目的として、地域の自主防災組織の結成を促進し、その育成に努める』

#### (1) 自主防災組織の育成

災害に対する地域連帶及び地域防災活動の推進を図るために、町内会・自治会の住民組織を中心とした自主防災組織の結成・育成を推進するとしています。

##### ① 自主防災組織の活動内容

項 目	概 要
地域の 防災計画の作成	「自分たちのまちは自分たちで守る」を原則として、自主防災組織が中心となって市民の手による地域の防災計画づくりを行う。
防災知識の普及	正しい防災知識を身につけるため、日頃から集会などの機会を利用して防災知識の普及に努める。
防災訓練の実施	自主防災組織が中心となり、実際の対応を体験する機会を持った訓練を実施する。
防災点検の実施	地域内で、災害の要因となりうる設備等について、自主防災組織が組織的に点検を行う。
防災用資器材の 整備、保守	自主防災組織の活動に必要な資器材を整備するとともに、災害時において適切に使用できるよう必要な保守を行う。

**② 自主防災組織の活動支援**

結成された自主防災組織に対しては、訓練を通じた防災活動に関する技術的指導や助言、消防団との連携等、組織の活動を充実させるための環境整備を行います。

**③ 自主防災組織相互の連携強化**

広域的な災害への対応力の強化を目的に設置された自主防災組織連絡協議会の活動を支援し、自主防災組織相互間等の協力体制の強化を図ります。

**④ 自主防災指導員の育成**

自主防災組織の中核となる指導員を育成するため、自主防災指導員講習会を開催し、指導員の育成を図ります。

**⑤ 自主防災組織に対する助成制度の充実**

自主防災組織の防災資器材整備を推進し、組織の円滑な活動を図るため、組織が購入する資器材に対し、補助金を交付します。

## 4. 災害時要援護者対策の推進

横須賀市地域防災計画は、災害時要援護者対策の推進について以下のように記載しています。

『関係部局は、状況判断による避難行動が難しく、避難生活に支障が予想される寝たきりや認知症の高齢者や障害者の方及びその家族、地域住民が安心して生活することができるよう要援護者対策を推進する』

### (1) 災害時要援護者の種類

震災時における災害時要援護者（以下、要援護者）の分類としては、「横須賀市災害時要援護者支援プラン」を基本として、次のとおり分類しています。

分 類	対 象 者
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市にひとり暮らし高齢者登録をしている人</li> <li>● 要介護 3 以上の人</li> <li>● その他上記に準ずる人</li> </ul>
障害者（児）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害者(児)</li> <li>● 知的障害者(児)</li> <li>● 精神障害者(児)</li> <li>● その他上記に準ずる人</li> </ul>
児 童	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 乳幼児</li> <li>● 小学校低学年</li> </ul>

負傷者・病弱者	● 傷病を負っている人
その他	● 妊婦、外国人など

## (2) 本市及び市民の役割

震災時において、本市及び市民が要援護者支援を行うにあたっての基本方針を次のように定めています。

区分	基本方針
市の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 震災時避難所に、避難生活に特別な配慮を要する要援護者が生活支援を受けるスペース等を設け、一次福祉避難所とする。</li> <li>● 一次福祉避難所での避難生活が困難な要援護者のために、公共の施設等を二次福祉避難所として指定する。</li> <li>● 二次福祉避難所でも対応が難しい要援護者を受け入れるため、主に民間社会福祉施設と災害時の受け入れ協定を締結し、三次福祉避難所とする。</li> <li>● 各福祉避難所で要援護者が必要な援護を受けられるよう、施設・資機材の整備を推進するとともに、避難所生活の長期化等に備えたホテル等の宿泊施設の活用について検討を進める。</li> <li>● 防災情報メールや緊急通報システムなど、情報の受伝達が困難な者への受伝達手段の整備を推進する。</li> <li>● 災害時要援護者名簿の更新及び提供を適切に行う。</li> <li>● 要援護者の支援活動が円滑に実施されるよう、関係機関、団体等との連携を強化する。</li> <li>● 要援護者の障害特性等に対する理解を広め、災害時に要援護者を地域で支える体制づくりを支援する。</li> <li>● 要援護者関連施設の管理者に対して、防災に関する説明会の開催に努め、災害時に迅速な対応がとられるようにする。</li> </ul>
市民の役割	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時要援護者リストを適切に管理するとともに、災害時には、これを活用した要援護者の安否確認などを行う。</li> <li>● 地域における要援護者支援を行政との相互協力のもと、主体的に取り組む。</li> </ul>

### (3) 災害時要援護者名簿の作成及び利用

要援護者に対する避難支援や安否確認の必要な措置等を実施するための基礎となる名簿を「横須賀市災害時要援護者支援プラン」に基づき、次により作成・利用するとしています。

### (4) 名簿に記載する要援護者の範囲

分類	対象者
高齢者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本市にひとり暮らし高齢者登録をしている人</li> </ul>
重度障害者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 身体障害等級が1・2級の人</li> <li>● 知的障害の人</li> <li>● 精神障害等級が1級の人</li> </ul>
要介護認定者	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 要介護3・4・5の人</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>● その他市長が必要と認める人</li> </ul>

### (5) 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、支援が必要な理由、緊急時の連絡先、その他支援等の実施に必要な事項を記載します。

なお、災害時要援護者名簿は、福祉部が支援を受けるために市への登録を希望する人からの登録カードの提出を受け作成するとしています。

### (6) 名簿の更新等

要援護者の支援対策に支障をきたさないよう、災害時要援護者名簿への登録を促すとともに、定期的な名簿の更新作業を実施するとしています。

### (7) 平時における利用

災害発生時に地域において要援護者への安全確保のための必要な措置が行えるよう、要援護者本人の同意により、支援体制の整った町内会・自治会、民生委員・児童委員、横須賀市社会福祉協議会及び各地区社会福祉協議会に名簿を提供し、要援護者の支援体制の連携強化を推進するとしています。

### (8) 災害時における利用

災害が発生又は発生するおそれがある場合においては、必要に応じて防災関係機関等に災害時要援護者名簿を提供し、避難支援等の実施について協力を求めるとしています。

## 5. 横須賀市の災害に対する組織体制

横須賀市地域防災計画は、災害対策本部の設置等について、以下のように記載しています。

『本市域に地震災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、市長等は配備指令を発令する。配備指令は、「警戒配備」、「災害対策本部 1 号配備」、「災害対策本部 2 号配備」、「災害対策本部 3 号配備」に区分され、各対策本部（部局）はその発令に応じた災害活動組織を設置し、応急対策を実施する』

### (1) 震災対応に関する設置組織の区分

#### ① 災害警戒本部

災害対策本部の設置に至らない状況においては、横須賀市災害警戒本部設置要綱に基づき「横須賀市災害警戒本部」（以下、災害警戒本部）を設置し、災害種別に応じた関係部局が情報共有を行うことにより、本市域における災害対策等を推進しています。

#### ② 災害対策本部

大規模な地震が発生した場合や発生のおそれがある場合は、災害対策基本法第 23 条第 1 項の規定に基づき、「横須賀市災害対策本部」（以下、災害対策本部）を設置し、本市域における総合的な災害応急対策等を推進するとしています。

#### ③ 横須賀市役所の災害対策本部等の設置基準

設置組織	配備指令	基 準
災害警戒本部	警戒配備	<ul style="list-style-type: none"><li>● 気象庁が本市で震度 4 の揺れを観測したと発表した場合</li><li>● 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波注意報を発表した場合</li><li>● 気象庁が東海地震に関連する調査情報(臨時) 又は東海地震注意情報を発表した場合</li></ul>
災害対策本部	1 号配備	<ul style="list-style-type: none"><li>● 気象庁が本市で震度 5 弱の揺れを観測したと発表した場合</li><li>● 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に津波警報を発表した場合</li></ul>
	2 号配備	<ul style="list-style-type: none"><li>● 気象庁が本市で震度 5 強の揺れを観測したと発表した場合</li><li>● 気象庁が東京湾内湾又は相模湾・三浦半島の津波予報区に大津波警報（特別警報）を発表した場合</li><li>● 気象庁が東海地震予知情報を発表（内閣総理大臣が警戒宣言を発令）した場合</li></ul>

3号配備	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象庁が本市で震度6弱以上の揺れを観測したと発表した場合</li> </ul>
------	--

## 6. 避難勧告と避難指示

横須賀市地域防災計画は、市長による避難勧告と避難指示について、以下のように記載しています。

『本部長（市長）等は、災害が発生した場合において、市民の生命及び身体を保護し、その他災害の拡大を防止するために避難の必要があると認めるときは、次により避難の勧告及び指示を発令する』

種別	概要
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 気象庁が大津波警報（特別警報）・津波警報を「東京湾内湾」又は「相模湾・三浦半島」に発表した場合</li> <li>● 地震災害により住民の生命に危険が認められる場合</li> </ul>
避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 避難勧告の発令基準に該当し、危険な状況がより切迫している場合</li> </ul>

## 7. 震災時の避難の考え方

横須賀市地域防災計画の、地震が発生した場合の避難行動の記述は以下の通りです。

### （1）避難原則行動

市民は、震災時の災害特性を考慮し、次に定める避難原則行動をとります。

項目	概要
徒歩の原則	避難時は、自家用車の使用を避け徒歩で避難する。
自己判断の原則	震災により倒壊家屋や道路の寸断等が予想されることから、避難所は状況に応じて自己の判断により選定する。
津波からの避難	海岸付近で大きな揺れや長い周期の揺れを感じた場合は、津波警報の発表を待たずに、海岸から離れた高台等へ避難する。
大規模火災からの避難	地震発生後に、大規模な延焼火災が発生した場合には、住民の自己判断又は避難勧告や避難指示により広域避難地へ避難する。
集団避難の原則	地域の一時避難地から震災時避難所もしくは広域避難地への避難は、二次災害から身を守るため、自主防災組織

	の主導による集団避難を原則とする。
--	-------------------

## (2) 避難方法と考え方

地震発生直後から、むやみに避難行動をとることはかえって危険な場合もあり、避難方法や考え方は、地震発生からの時間経過や周囲の状況によって変化するため、市民に対して次のとおり周知を行います。

### ① 地震発生直後 → 『状況に応じて身の安全を確保しましょう』

自分がいる場所や状況に応じて、安全を確保できる場所を選択します。

合わせて、テレビ・ラジオなどで正確な情報を入手し、周囲の状況などを確認など落ち着いて行動します。

項目	概要
海岸や河口付近にいる場合	津波のおそれがある場合は、海岸や河口から離れた高い場所へ避難する。
自宅やその周辺にいる場合	近隣の空地(町内会などで定めた一時避難地や公園など)へ避難する。
周辺で大規模な延焼火災が発生した場合	火災による熱や煙から逃れるために、自分がいる場所に近い、又は避難しやすい広域避難地に避難する。

### ② 身の安全を確保したら → 『生活場所を選びましょう』

項目	概要
自宅の倒壊や火災による危険がない場合	震災時避難所は、自宅が被災して生活が出来ない方の生活支援を行う場となるので、避難所の混乱を防止するため、自宅で避難生活(在宅避難)を送る。
自宅の倒壊やそのおそれがある場合	近隣の震災時避難所に避難する。

- ③ 生活場所を選んだら → 『正しい情報を入手し、支援を受けるとともに 自立を図りましょう』

項目	概要
自宅で生活を送る場合	食糧や飲料水等の生活に必要な物資は、近隣の震災時避難所等で配給するので、支援情報や生活情報を入手する。
震災時避難所で生活を送る場合	周囲の避難者等と協力して避難所での生活環境を整備するとともに、公的支援等による避難所生活からの自立を図る。

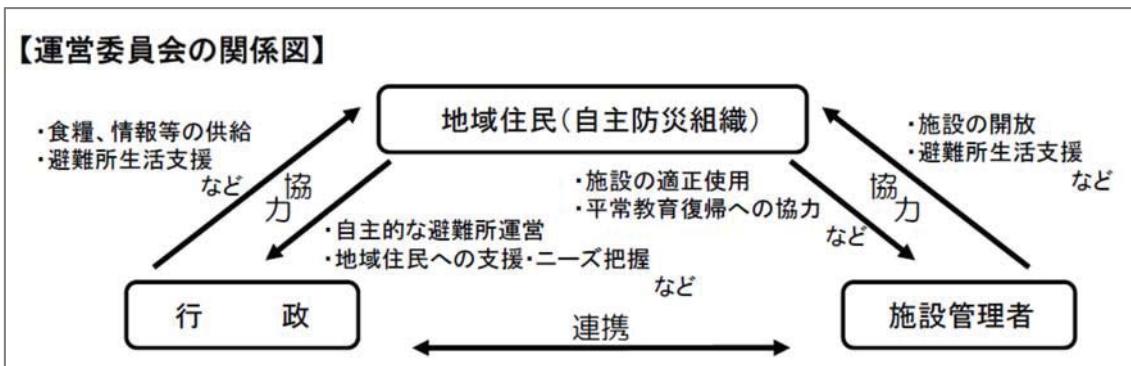
## 8. 避難所運営委員会の設置

横須賀市地域防災計画は、避難所の運営について、以下のように記載しています。

### (1) 避難所運営委員会

避難所の運営は、避難者が中心に行うことを原則とし、避難所開設後、避難所に避難してきた避難者、参集した避難所支援班の職員、施設管理者は、直ちに事前に策定した避難所運営マニュアルに基づく「震災時避難所運営委員会」（以下、運営委員会）を編成し、避難所の自主運営体制を確立します。

なお、市民安全対策部（避難所支援班）及び施設管理者は、自主運営体制が確立した場合でも、常に避難者と連絡調整を図り、相互の協力・連携のもとに避難所の運営支援を行うとしています。



## (2) 避難所の運営管理

震災時避難所の運営管理は、次を基本として実施します。

項目	概要
避難生活の維持	<ul style="list-style-type: none"><li>運営委員会は、事前に策定した避難所運営マニュアルに基づき、震災時避難所の安全かつ秩序ある運営に努める。</li></ul>
運営委員会の活動	<ul style="list-style-type: none"><li>運営委員会は、朝・夕にミーティングを行うなど、避難者、行政、施設管理者の3者の連携を深め、安全かつ秩序ある避難所運営に努める。</li></ul>
地域への支援	<ul style="list-style-type: none"><li>運営委員会は、避難所内外の避難者の生活支援のため、救援物資、飲料水及び情報などの提供を行う。</li></ul>
食料等の供給	<ul style="list-style-type: none"><li>市民安全対策部は、避難者情報に基づき、避難所への食料、生活関連物資、飲料水の提供について、「第9章 食料・生活関連物資等の供給」及び「第10章 飲料水等の供給」に基づき関係部局と連携し実施する。</li><li>調達した食料や生活必需品は、各震災時避難所において運営委員会が配給する。</li></ul>
一時的な避難者の帰宅	<ul style="list-style-type: none"><li>運営委員会は、避難所の効率的な運営を図るため、一時に避難した住民のうち、火災等による危険が去り、自宅が被害を免れたか軽微であった者は、自宅への帰宅を促す。</li></ul>
一次福祉避難所の開設	<ul style="list-style-type: none"><li>運営委員会は、必要に応じて校長や避難所支援班員と協力し第5節に定める一次福祉避難所を開設する。</li></ul>
保健体制の整備	<ul style="list-style-type: none"><li>健康対策部は、避難所に保健師などを巡回させ、避難者の健康管理、健康相談などを実施し、健康レベルの維持向上、震災関連死の防止に努める。</li></ul>

## 9. 災害時要援護者の避難対策

横須賀市地域防災計画は、災害時要援護者の避難対策について、以下のように記載しています。

### (1) 震災時における災害時要援護者避難対策の基本方針

高齢者や障害者、妊婦や乳幼児、言葉や文化の違いがある外国人など、災害による影響を大きく受ける可能性のある方についての支援は、その影響を類型化して対応することとし、特に高齢者や障害者については横須賀市災害時要援護者支援プランを念頭に対応するとしています。

## (2) 高齢者と障害者の避難支援

災害時要援護者の安否確認や避難誘導に当たっては、災害時要援護者支援プランの近隣支援者をはじめ近隣住民が中心となり実施します。

近隣支援者等は、地震による災害発生時に、災害時要援護者へ必要な情報を伝えるとともに避難所等への誘導を行います。

## (3) 妊婦と乳幼児の避難支援

自助及び近隣住民による共助を基本とするとしています。

## (4) 福祉避難所

避難所となる体育館等での集団生活では支障がある場合には、運営委員会の判断により、施設内の他の教室等の区画を提供します。その際、災害時要援護者の障害特性等を踏まえた対応をするとしています。

## (5) 一次福祉避難所の開設と運営等

項目	概要
設置の概要	各震災時避難所となる小中学校の体育館をパーテーションで仕切り確保したスペース、教室、多目的室等を活用する。
開設時期	震災時避難所設置後、必要に応じて速やかに開設する。
開設者・運営	運営委員会が開設し、震災時避難所への避難者、家族による自主運営とする。
主な対象者	体育館等での集団生活が難しい高齢者、障害者、妊婦、乳幼児等のうち特別な配慮が必要な避難者とする。
利用者選定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 各運営委員会が判断する。</li> <li>● 判断にあたっては、福祉対策部が提示する「一次福祉避難所設置ガイドライン」を参考にした上で、身体的・精神的状況、及び他の避難者への影響等を考慮する。</li> </ul>

## (6) 二次福祉避難所の開設と運営等

項目	概要
設置の概要	ニーズの共通性や障害特性に対応する障害別の避難所とする。
開設時期	地震発生後3日以内の開設を目指す。
開設者・運営	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉対策部が開設し、福祉対策部及び避難者の保護者による自主運営とする。</li> <li>● 配置する職員は、全体統括する事務職、看護師、介護福祉士、社会福祉士等の専門資格を有する職員及びケースワーカー等と</li> </ul>

	する。(保健師は巡回により支援を行う。)
主な対象者	一次福祉避難所では対応が難しいが、家族がいれば生活できる高齢者・障害者とする。
利用者選定方法	各一次福祉避難所を巡回する保健師等が判断する。

#### (7) 三次福祉避難所の開設と運営等

項目	概要
設置の概要	協定による入所施設及び通所施設とする。(含:かがみ田苑)
開設時期	地震発生後3日以内の開設を目指す。
開設者・運営	協定に基づき各施設の管理者が開設し、次のとおり運営する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 入所施設については、協定施設が運営する。</li> <li>● 通所施設については、家族の協力のもと協定施設が運営する。</li> </ul>
主な対象者	二次福祉避難所での対応が難しい、ほぼ寝たきりの高齢者・障害者及び一人での生活できず介助が必要な障害者とする。
利用者選定方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 一次・二次福祉避難所を巡回する保健師等が判断する。</li> <li>● 医療が必要な障害者等は、原則として、応急二次病院、災害医療拠点病院へ搬送する。</li> </ul>

### 10. 被災建築物及び宅地の危険度判定

横須賀市地域防災計画は、被災建築物及び宅地の危険度判定について、以下のように記載しています。

#### (1) 被災建築物及び宅地の危険度判定にかかる基本方針

被災した建築物や宅地での二次災害を防止し、住民の安全を確保するため、被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定を迅速に実施します。

#### 【参考】

大地震等による住家被害が発生した場合、「応急危険度判定（被災建築物・被災宅地）」と「住家の被害認定」の調査が実施されます。

これらの調査は、それぞれ異なる目的を有しているものであり、各々の目的に合わせた調査方法や実施体制の整備等が図られていることから、各調査の判定結果の取り扱いや、調査の実施時期等が異なることに留意する必要があります。

調査区分	調査概要
応急危険度判定 (被災建築物・被災宅地)	被災した建築物や宅地での二次災害防止のために、被災後速やかに着手し完了させる。

被害家屋調査	被害家屋調査は、罹災証明書の発行、応急仮設住宅必要戸数の把握を目的に行うものであり、これらの対策等との連携を図り、調査方針を決定し実施する。
--------	--

## (2) 被災建築物応急危険度判定の実施

都市対策部は、地震発生直後に倒壊・破断した建築物・構造物（以下、建築物等）が引き起こす人的被害、余震による被害拡大などの二次災害を防止するため、被災建築物の応急危険度判定を実施するとしています。

項目	概要						
判定実施の要否判断	地震発生後、建築物の応急危険度判定の必要性を検討し、必要と認めた場合には、被災建築物等危険度判定実施本部(以下、実施本部)を設置する。 なお、実施本部を設置した場合は県に連絡する。						
判定士の要請	実施本部は、応急危険度判定の実施において、判定士の不足等により県の支援が必要な場合には、県に対して支援を要請する。						
判定作業の準備	実施本部は、判定が円滑に行えるよう、判定作業実施までに、地区対策拠点別に班分けを行った上で以下の準備を行う。 <ul style="list-style-type: none"> <li>● 判定街区の割り当て及びマップの作成</li> <li>● 判定士、コーディネーター受入と判定チームの編成</li> <li>● 判定実施マニュアル、判定作業表、判定標識、判定備品</li> <li>● 判定士の移動手段、宿泊場所等の確保</li> </ul>						
判定の対象	判定作業は、「被災建築物応急危険度判定業務マニュアル」に基づき、民間建築物等を対象に外観目視点検調査を行う。						
判定の表示	判定士は、3段階(危険・要注意・調査済)の判定結果を判定標識の規準に従い、建築物の所有者等に注意喚起できるよう建築物の入口、もしくは外壁等の見やすい位置に表示する。 <b>【判定標識及び表示方法】</b> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="width: 33%;">危険</td> <td style="width: 33%;">要注意</td> <td style="width: 33%;">調査済</td> </tr> <tr> <td>赤紙を貼る</td> <td>黄紙を貼る</td> <td>緑紙を貼る</td> </tr> </table>	危険	要注意	調査済	赤紙を貼る	黄紙を貼る	緑紙を貼る
危険	要注意	調査済					
赤紙を貼る	黄紙を貼る	緑紙を貼る					
集計・処理	判定結果は集計の上、総合対策部に報告する。						

## 1.1. 被災者の生活支援

横須賀市地域防災計画は、被災者の生活支援について、以下のように記載しています。

### (1) 被災者の生活支援にかかる基本方針

地震災害時には、多くの住家が倒壊や焼失することが予想されることから、住家を失った被災者への応急仮設住宅の提供や各種の被災者支援制度を受けるに当たって必要とされる罹災に関する証明書の交付を行い、被災者の居住及び生活の安定化を図ります。

### (2) 被害家屋調査の実施

#### ① 調査の実施体制

財政対策部は、被害家屋の状況調査を実施するにあたっては、内閣府が定める「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」に基づき実施します。

なお、調査にあたっては、必要に応じて都市対策部に調査の協力を要請するとともに、人員及び資機材が不足する場合は、県に支援要請するとしています。

#### ② 被害認定基準

横須賀市災害分類認定基準にある住家被害の認定基準の概要は次のとおりです。

程度	被害程度の説明
全壊	<ul style="list-style-type: none"><li>● 住家が居住のための基本的機能を喪失したもの。</li><li>● 住家全部が倒壊、流失、埋没したもの。</li><li>● 損壊が延べ床面積の 70%以上に及んだもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が 50%以上に達したもの。</li></ul>
大規模半壊	<ul style="list-style-type: none"><li>● 住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家に居住することが困難なもの。</li><li>● 損壊が延べ床面積の 50%以上 70%未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が 40%以上 50%未満のもの。</li></ul>
半壊	<ul style="list-style-type: none"><li>● 住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したもの。</li><li>● 損傷が甚だしいが、補修により元通りに再使用することが可能なもの。</li><li>● 損壊が延べ床面積の 20%以上 50%未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が 20%以上 40%未満のもの。</li></ul>
一部損壊	<ul style="list-style-type: none"><li>● 住家が居住のための基本的機能の一部を喪失したが、被害の程度が半壊に至らないもの。</li><li>● 損壊が延べ床面積の 20%未満のもの、又は当該住家の主要な構成要素の経済的損失が 20%未満のもの。</li></ul>
床上浸水	<ul style="list-style-type: none"><li>● 全壊及び半壊に達しない場合であって、1階の床面より上に浸</li></ul>

	水が認められるもの、又は土砂等の堆積により一時的に居住できない状態となったもの。
床下浸水	● 建物基礎の地盤面より上に浸水があり、基礎内に浸水が認められるが、1階の床面より上に浸水が認められないもの。

### (3) 罹災証明

#### ① 罹災に関する証明の目的

罹災に関する証明書は、各種の被災者支援制度（災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等）の適用や個人加入の保険金（見舞金）の給付等を受けるに当たって必要とされる証明書です。

項目	概要	証明書が関係する支援策
罹災証明書	市内在住者が所有する建物や家財等の被災状況又は市内在住でない者が市内所有する建物や家財等の被災状況について証明するもの。 (ただし、建物の被災状況については、調査職員が現場確認等、確実な証拠によって立証できるものに限る。)	【公的な支援】 <ul style="list-style-type: none"><li>● 仮設住宅の貸与</li><li>● 住宅応急修理制度</li><li>● 被災者生活再建支援制度</li><li>● 各種税・手数料・使用料の減免</li><li>● 学費の減免</li><li>● 建物の解体・運搬・処理</li><li>● 災害復興公営住宅の確保</li><li>● 災害援護資金の貸付</li><li>● 各種融資の資料</li></ul>
罹災届出証明書	罹災の内容を確実な証拠により確認できない場合に発行(届出があったことを証明)するもの。 よって、罹災届出証明書は各種の被災者支援制度(災害救助法や被災者生活再建支援法による各種施策、市税・保険料の減免等)の適用を受ける証明とはならない。	【私的な支援】 <ul style="list-style-type: none"><li>● 各種保険金の給付</li><li>● 義援金配分 など</li></ul>

## ② 罹災に関する証明書の交付手続き

関係対策部は連携を図り、被災者が支援施策を受けるために必要となる罹災に関する証明書交付のため準備を進めます。

項目	概要
第一次 被害家屋調査	<ul style="list-style-type: none"><li>● 第一次被害家屋調査は、財政対策部が実施する被災家屋の状況調査の結果を活用する。</li><li>● 火災による被害の把握については、消防対策部が実施する調査結果を活用する。</li></ul>
第二次 被害家屋調査	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民安全対策部は、次の場合においては、財政対策部に対し、申請者の立会いによる詳細な調査実施を依頼する。</li><li>● 第一次調査の結果を受けた被災者から一定期間内(災害の規模により設定)に再調査申請があった場合。</li><li>● 一定期間内に、第一次被害家屋調査が物理的にできなかった家屋の所有者から調査の申し出があった場合。</li></ul>
罹災台帳の作成	<ul style="list-style-type: none"><li>● 市民安全対策部は、被災家屋調査の判定結果、調査履歴、罹災証明に関する証明書の発行履歴、罹災者に関する情報等を取りまとめ、被災者支援の基礎台帳となる罹災台帳を作成する。</li></ul>

### **第3章 よこすか海辺ニュータウンの概要**



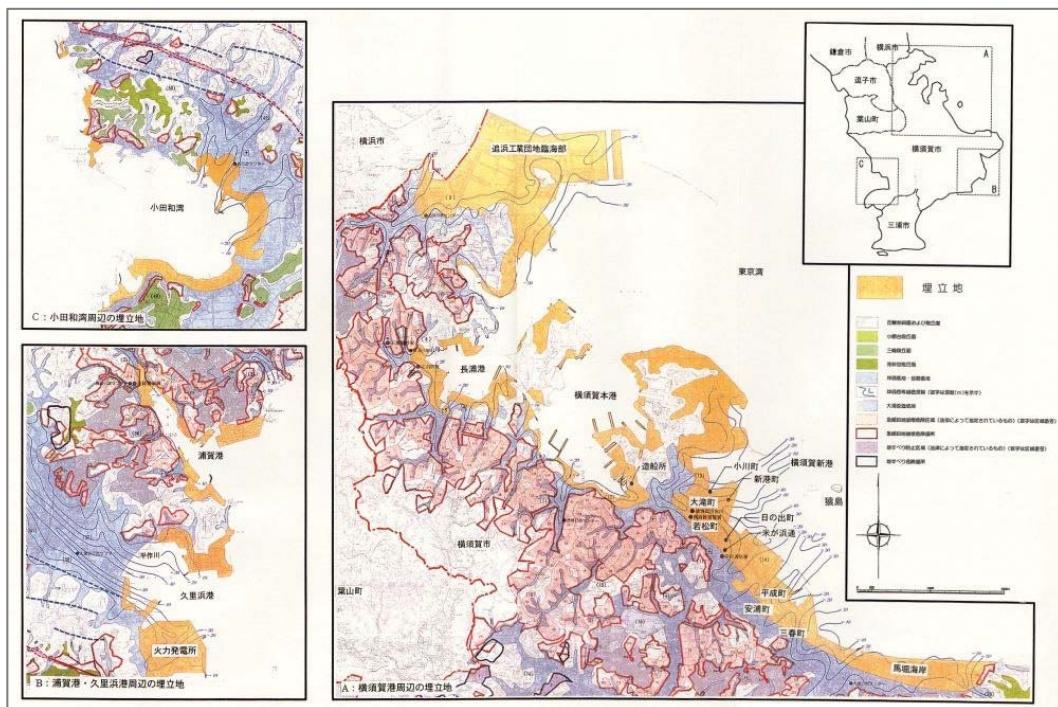
## 第3章 よこすか海辺ニュータウンの概要

### 1. 「よこすか海辺ニュータウン」の誕生

横須賀市の中心部の多くは国道16号線の山側も含め埋立地です。市役所のある小川町は明治11年（1878年）、隣接する安浦町は大正11年（1922年）、三春町は昭和5年（1930年）、昭和6年（1931年）に日の出町の埋め立てが竣工しています。

「よこすか海辺ニュータウン」は、安浦地区の公有水面を埋め立てたもので、昭和55年（1980年）に事業計画が立てられ、昭和59年（1984年）工事着工、平成4年（1992年）に竣工しました。

横須賀市で初めての埋め立てによる複合開発として、土地利用計画の他に「まちづくりデザイン計画」「色彩ガイドライン」も策定され、職・住・遊・学の諸機能が融合した海辺の複合リゾート都市にふさわしい生活環境を創造することになり、マンション、商業施設、工場、大学などが建設されています。



## 2. 「よこすか海辺ニュータウン」のマンションと住民

### (1) 「よこすか海辺ニュータウン」のマンション

隣接する安浦町も含め、7つの大型マンションがあります。

マンション名	竣工年	階数	戸数	所在地
ソフィアステイシア	平成 15 年	14	309	平成町 1
シーサイドスクエア	平成 13 年	14	312	平成町 1
シーパークス	平成 13 年	14	324	平成町 1
かがやきの街	平成 12 年	14	201	平成町 2
ソフィア シンシティ	平成 12 年	11	143	平成町 2
平成町内			1289 戸	

マンション名	竣工年	階数	戸数	所在地
リーデンス・コート	平成 15 年	14	237	安浦町 2
ザ・タワーhaus	平成 15 年	20	322	安浦町 2
安浦町地内			559 戸	

### (2) 「よこすか海辺ニュータウン」の人口構成

「よこすか海辺ニュータウン」（平成町）の人口構成は、全住民が平成 12 年以降に竣工したマンションに居住しているため、横須賀市全体に比べて若い世代が多く、高齢者は 14%未満の若く活力のあるまちです。

横須賀市と平成町の人口構成（平成 26 年 10 月 1 日）

分類	横須賀市	平成町
世帯数	183,281	1,194
人口	総数	418,783
	0 歳～14 歳	49,678
	15 歳～64 歳	250,072
	65 歳～	119,033
構成比	0 歳～14 歳	11.86
	15 歳～64 歳	59.71
	65 歳～	28.42
	18.17	13.84
	67.99	

### 3. 「よこすか海辺ニュータウン」のまちづくり

#### (1) 連合自治会の設立

平成18年(2006年)に海辺ニュータウン地区の7マンションの自治会が参加して、「よこすか海辺ニュータウン連合自治会」を設立しました。

#### (2) まちづくり協議会の設立

平成20年(2008年)に連合自治会が中心となり、近隣の商工会議所、企業、大学なども参加し「よこすか海辺ニュータウンまちづくり協議会」が発足し、防災・防犯・交通安全について専門委員会を設置して具体的な取組みを実施しています。

#### (3) 地区社会福祉協議会の設立

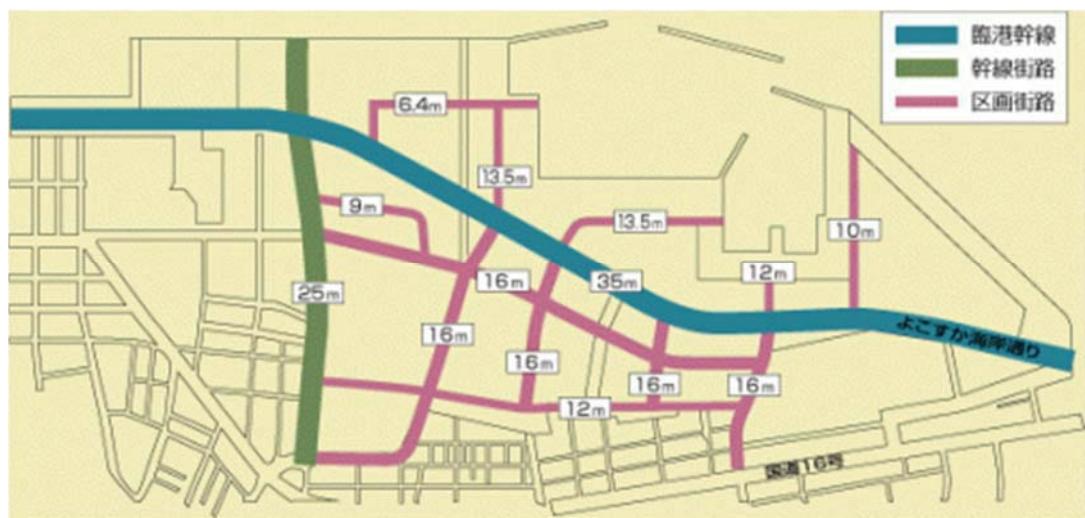
平成24年(2012年)に連合自治会加盟の7マンションを正会員、まちづくり協議会加盟の企業などを賛助会員として「よこすか海辺ニュータウン地区社会福祉協議会」が発足しました。

#### (4) 地域運営協議会の設立

平成26年(2014年)には、横須賀市条例に基づく地域自治組織として「よこすか海辺ニュータウン地域運営協議会」が設立されました。

連合自治会、まちづくり協議会、地区社会福祉協議会、民生・児童委員協議会、PTA協議会などの地域団体を包含する最上位組織です。



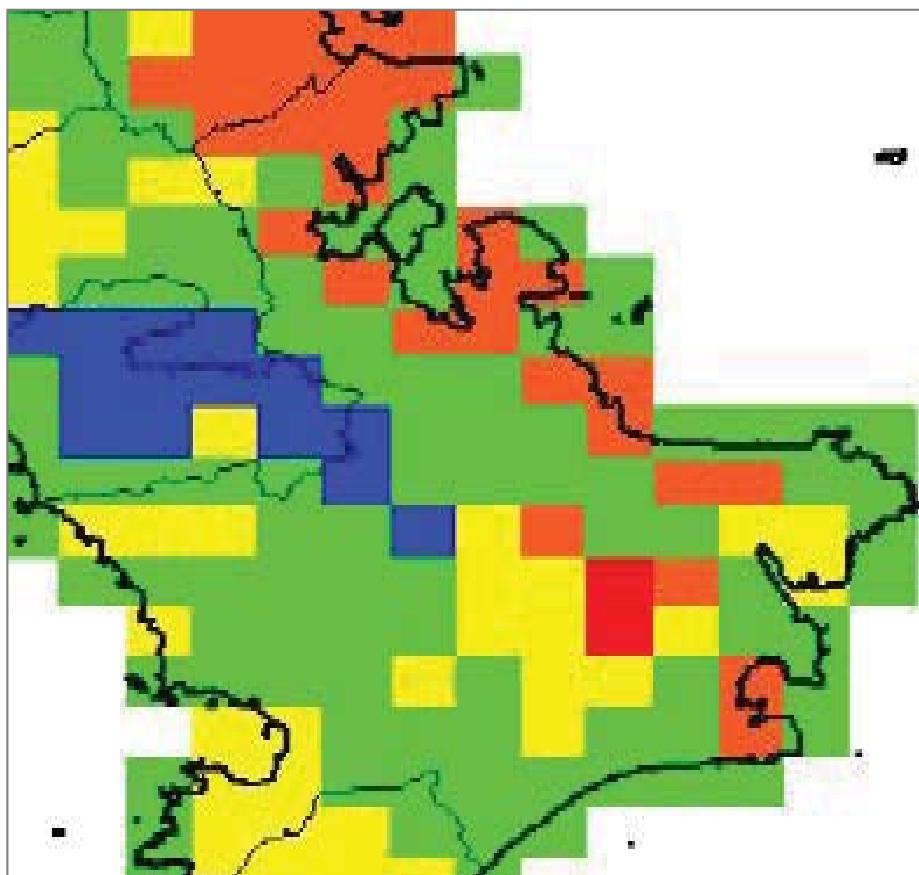


## 4. よこすか海辺ニュータウンの安全性

### (1) 地震による揺れの増幅

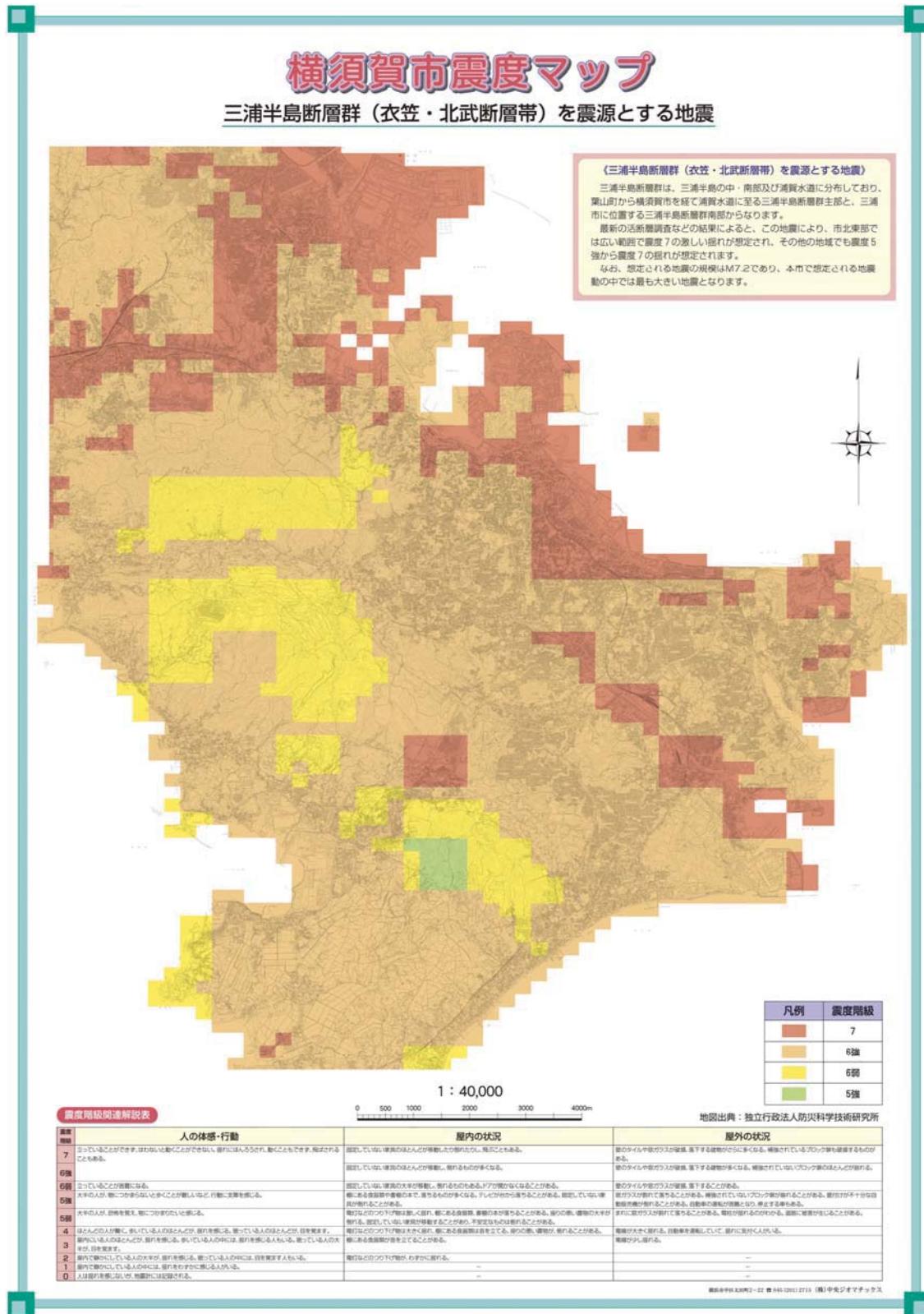
よこすか海辺ニュータウンは、計画的に造成されたニュータウンで、幅員の広い街路と延焼のおそれがないコンクリート系の建物で構成されています。

その半面、埋立地であるため地震による揺れが大きく、三浦半島断層群（衣笠、北武、武山断層）を震源とする直下型地震が発生した場合には、平成町周辺は震度7の激しい揺れに見舞われる可能性があると予測されています。



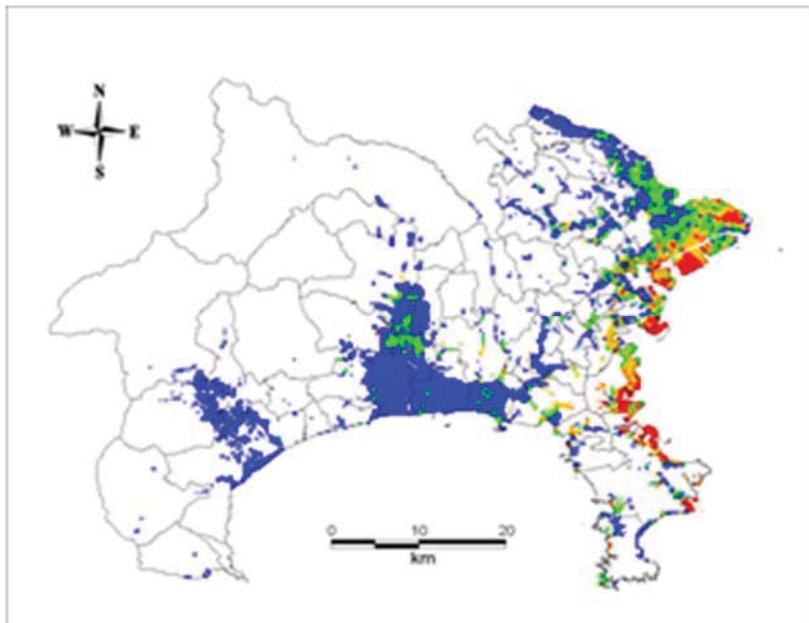
計測震度増分	色	評定
1.0 ~ 1.65	赤	ゆれやすい
0.8 ~ 1.0	オレンジ	
0.6 ~ 0.8	黄	
0.4 ~ 0.6	緑	
0.2 ~ 0.4	水色	
0.0 ~ 0.2	青	
-0.95 ~ 0.0	紺	ゆれにくい

## 震度マップ (三浦半島断層群地震)

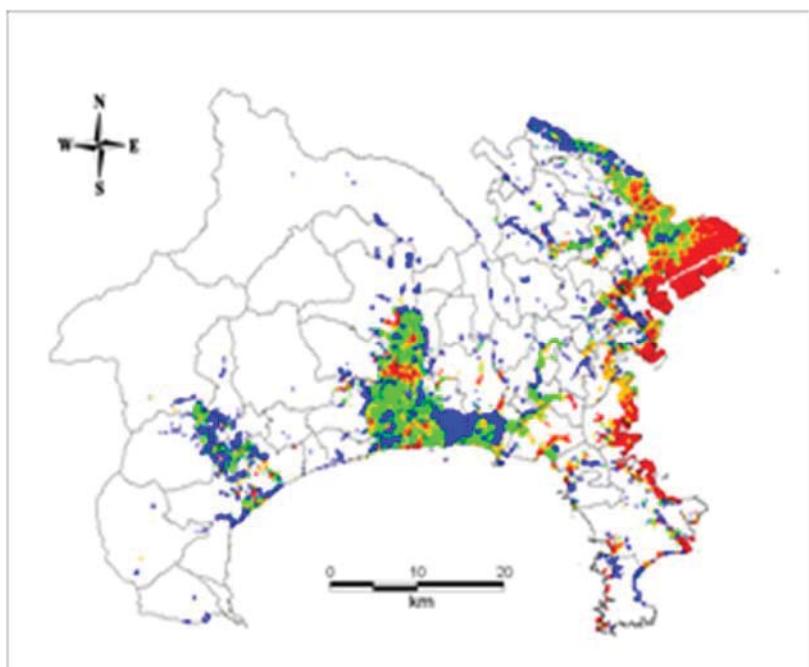


## (2) 液状化の可能性

長周期地震動によって液状化がおきる可能性も高く、南関東地震（関東大震災型の再来型）や三浦半島断層群による地震が発生した場合には、液状化と地盤沈下が危惧されています。



液状化想定図：南関東地震



三浦半島断層群の地震

※ 神奈川県 HP 参照

### (3) 津波の危険性

横須賀市の津波ハザードマップによると、よこすか海辺ニュータウンの大半と安浦町等は、3メートルの津波警報が発令された場合に浸水が予想される＜ランク1＞の区域です。

ただし、ソフィアステイシア等のマンションの敷地は5メートルの津波警報が発令された場合に浸水が予想される＜ランク2＞の区域とされています。



津波については、神奈川県が地震のタイプ別に9のケースを想定して「津波浸水予測図」作成し、沿岸部の津波の高さと到達時間を予測しています。

想定地震別 平成町の最大津波高さと最大津波到達時間	津波高 (m)	到達時間 (分)
元禄型関東地震と神縄国府津 - 松田断層帯の連動地震	2.5	145
明応型地震	3.5	128
東京湾内地震	2.6	14
三浦半島断層群 - 鴨川低地断層帯地震	4.0	0
房総半島南東沖地震	2.3	165
元禄型関東地震	2.6	145
神綱・国府津-松田断層型地震	1.4	176
神奈川県東部地震	1.0	8
東海地震	1.3	110
神奈川県西部地震	1.5	139
南関東地震	2.0	0
慶長型地震	3.7	123

神奈川県が平成24年3月30日に公表した津波浸水予測図では、いずれの津波も平成町のマンションは浸水を免れていますが、安浦町、三春町、日ノ出町などの古い時代に埋めた得られたところは浸水するとされています。

ソフィアステイシアの敷地は標高3m前後ですから、津波による被害を受ける可能性を否定できません。

平成27年2月27日に、神奈川県が新しい「神奈川県津波浸水予測図」を公表しました。主な変更点は、横須賀市（東京湾側）の津波浸水面積が従来の10.8平方キロメートルから19.2平方キロメートルへと大幅に拡大されたことです。

今回追加された地震モデル「相模トラフ沿いの海溝型地震（中央モデル）」では、地震発生から102分後に3.9mの最大波高が平成地区に到達し、「相模トラフ沿いの海溝型地震（西側モデル）」では、地震発生から20分後に3.6mの最大波高が平成地区に到達するという想定です。また平成27年3月10日には、元禄関東地震についても3.1mの最大波高が22分後に平成地区に到達すると改訂されました。

到達した津波が陸地を遡上した時の浸水深のうち、最も過酷な想定では、ソフィアステイシアの敷地内で1.0m～2.0m、ソフィアステイシアの外周市道やシーパークス、県立大学の敷地内で2.0m～3.0m、安浦コミュニティセンターやリーデンス・コート、ザ・タワーハウスの敷地内では3.0m～4m浸水すると予測しています。

ソフィアステイシアの免震室は水没し、地上設置の防災倉庫や電気室は津波の影響を免れないという想定です。

1.0m の浸水深とは、車両さえも押し流し、逃げ遅れて地上に取り残された人のほぼ100%が死亡するといわれる津波ですから、一刻も早くマンションの高層階など高い場所に避難しなければなりません。